



最低賃金の改正決定に関する公示
長崎労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成28年12月2日

長崎労働局長 大塚 崇史

第4号中「1時間813円」を「1時間829円」に改める。